

○福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例

令和六年三月八日

福島県条例第一号

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例をここに公布する。

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準（第七条・第八条）

第三章 土砂等の埋立て等の許可等（第九条―第三十条）

第四章 雑則（第三十一条―第三十六条）

第五章 罰則（第三十七条―第四十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、土砂等の埋立て等について、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生及び土壌の汚染の防止を図り、もって県民の安全の確保及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（令七条例一〇・一部改正）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着している物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物を除く。）をいう。

二 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を行う行為をいう。

三 崩落等 崩落、飛散及び流出をいう。

四 埋立て等区域 土砂等の埋立て等に係る区域をいい、当該土砂等の埋立て等のために設けられる通路、排水施設その他の施設がある場合にあつては、これらの施設がある土地の区域を含む。

五 土砂等を発生させる者 建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負人又は建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者であつて、その建設工事に伴つて土砂等を発生させるものをいう。

六 宅地造成 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。）第二条第二号に規定する宅地造成のうち、盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートル以上のものをいう。

七 特定盛土等 盛土規制法第二条第三号に規定する特定盛土等のうち、盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートル以上のものをいう。

八 土石の堆積 盛土規制法第二条第四号に規定する土石の堆積のうち、土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートル以上のものをいう。

九 宅地造成等 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。

十 宅地造成等工事規制区域 盛土規制法第十条第一項に基づき指定された区域をいう。

十一 特定盛土等規制区域 盛土規制法第二十六条第一項に基づき指定された区域をいう。

（令七条例一〇・一部改正）

（土砂等の埋立て等を行う者及び土砂等を搬入する者の責務）

第三条 土砂等の埋立て等を行う者は、土砂等の埋立て等を行うに当たっては、災害の発生及び土壌の汚染を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 土砂等を搬入する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の運搬を行

うに当たっては、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

(令七条例一〇・一部改正)

(土地の所有者の責務)

第四条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われないう当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(土砂等が発生させる者の責務)

第五条 土砂等が発生させる者は、建設工事に伴う土砂等の発生を抑制するとともに、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めなければならない。

2 土砂等が発生させる者は、発生させた土砂等による埋立て等が行われる場合にあっては、当該土砂等による埋立て等が適正に行われるよう土砂等の埋立て等を行う者に協力しなければならない。

(県の責務)

第六条 県は、市町村と連携して、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図るために必要な施策を推進するものとする。

2 県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が土砂等の埋立て等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

第二章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

(令七条例一〇・追加)

(土砂等の安全基準)

第七条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。

する。

- 3 知事は、安全基準を定めようとするときは、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(令七条例一〇・追加)

(安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等)

第八条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は安全基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。

- 2 知事は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、若しくは行った者、当該土砂等を搬入した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者、当該土砂等の埋立て等をする 것을要求し、依頼し、若しくは唆した者又は当該土砂等の埋立て等をする 것을助けた者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用され又は搬入された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(令七条例一〇・追加)

第三章 土砂等の埋立て等の許可等

(令七条例一〇・旧第二章繰下)

(土砂等の埋立て等の許可)

第九条 土砂等の埋立て等を行おうとする者（土砂等の埋立て等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。）は、埋立て等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次

に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。

- 一 土砂等の埋立て等を行う土地の面積が三千平方メートル未満である土砂等の埋立て等（当該土砂等の埋立て等を行う土地を含む一団の土地の面積が三千平方メートル以上となるものを除く。）
- 二 土地の造成その他の行為を行う区域において採取された土砂等のみを用いて同一の区域内で行う土砂等の埋立て等
- 三 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）が発注し、又は自ら行う土砂等の埋立て等
- 四 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
- 五 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

（令七条例一〇・旧第七条繰下・一部改正）

（埋立て等区域の土地の所有者の同意）

第十条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る埋立て等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第十二条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第八号までに掲げる事項について、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号及び第二号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

2 第十四条第一項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、同項の許可の申請に係る埋立て等区域の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

3 第二十六条第一項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、同項の許可の申請に係る埋立て等区域の土地の所有者に対し、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

（令七条例一〇・旧第八条繰下・一部改正）

(周辺の住民に対する周知)

第十一条 申請者は、規則で定めるところにより、第九条の許可の申請に係る埋立て等区域の周辺の住民に対し、当該申請に係る土砂等の埋立て等の施行に関する計画の概要を周知しなければならない。

(令七条例一〇・旧第九条繰下・一部改正)

(許可の申請の手続)

第十二条 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 土砂等の埋立て等の目的

三 埋立て等区域の位置

四 土砂等の埋立て等を行う土地の面積

五 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量

六 土砂等の埋立て等を行う期間

七 土砂等の埋立て等の施行を管理する者（以下「管理責任者」という。）

の氏名

八 土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の埋立て等の施行に関する計画

九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、土砂等の埋立て等が当該土砂等の埋立て等に係る埋立て等区域外への土砂等の搬出を目的として行われるものである場合には、申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

二 年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(令七条例一〇・旧第十条線下)

(許可の基準等)

第十三条 知事は、第九条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第二十五条第三項又は第二十九条第二項の規定による必要な措置を講じていない者（イに掲げる者を除く。）

イ 第二十八条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

ウ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る福島県行政手続条例（平成七年福島県条例第五十五号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者が当該取消しの日から三年を経過しない場合を含む。）

エ 第二十九条第一項の規定により土砂等の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 土砂等の埋立て等の施行に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として規則で定めるもの

カ 福島県暴力団排除条例（平成二十三年福島県条例第五十一号）第二条第三号に規定する暴力団員等

キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代

理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が
アからカまでのいずれかに該当するもの

ク 法人で、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのい
ずれかに該当する者のあるもの

ケ 個人で、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当
する者のあるもの

二 申請者が、申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行う
に足る資力を有すること。

三 第十条第一項の同意を得ていること。

四 前条第一項第八号の計画で定める土砂等の埋立て等を行う土地及び土砂
等の堆積の形状並びに土砂等の埋立て等に供する施設の構造が、土砂等の
崩落等による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める基準を満
たしていること。

（令七条例一〇・旧第十一条繰下・一部改正）

（変更許可等）

第十四条 第九条の許可を受けた者（第二十六条第四項及び第二十七条第一項
の規定により地位を承継した者を含む。以下この条から第三十条までにおい
て同じ。）は、当該許可に係る第十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる
事項を変更しようとするときは、知事の許可（以下「変更許可」という。）
を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、こ
の限りでない。

2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事
に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事
務所の所在地）

二 変更の内容

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前条の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは、「第十条第二項」と読み替えるものとする。

4 第九条の許可を受けた者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出るとともに、当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(令七条例一〇・旧第十二条繰下・一部改正)

(許可の条件等)

第十五条 知事は、第九条の許可及び変更許可（次項において「許可等」という。）をする場合においては、災害の発生を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

2 許可等を受けた者は、前項の規定により条件が付されたときは、その内容を当該許可等に係る埋立て等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(令七条例一〇・旧第十三条繰下・一部改正)

(第九条の許可を受けた者に係る土砂等の搬入の届出)

第十六条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

一 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

二 その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が承認し

た場合。

(令七条例一〇・追加)

(第九条の許可を受けた者に係る土壌検査等)

第十七条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等が実施されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該埋立て等区域の土壌検査（土壌の汚染状況についての検査をいう。以下同じ。）を行わなければならない。

2 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該埋立て等区域の土壌検査を行わなければならない。ただし、当該検査を行う必要がないと知事が承認したときは、この限りではない。

3 第九条の許可を受けた者は、第一項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

4 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(令七条例一〇・追加)

(盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者に係る土砂等の搬入の届出)

第十八条 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者（宅地造成等を行う者に限る。以下同じ。）は、当該許可に係る宅地造成等工事規制区域内に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則

で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- 一 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。
- 二 その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が承認した場合。

(令七条例一〇・追加)

(盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者に係る土壌検査等)

第十九条 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事が実施されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該宅地造成等工事規制区域の土壌検査を行わなければならない。

- 2 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該宅地造成等工事規制区域の土壌検査を行わなければならない。ただし、当該検査を行う必要がないと知事が承認したときは、この限りではない。
- 3 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者は、第一項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。
- 4 盛土規制法第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等工事規制区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(令七条例一〇・追加)

(特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う者に係る土砂等の搬入の届出)

第二十条 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う者(盛土規制法第三十条第一項の許可を受けた者を含む。以下同じ。)は、特定盛土等規制区域内に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等

の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

- 一 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であつて、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。
- 二 その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が承認した場合。

(令七条例一〇・追加)

(特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う者に係る土壌検査等)

第二十一条 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う者は、当該工事が実施されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定盛土等規制区域の土壌検査を行わなければならない。

- 2 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う者は、当該工事を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該特定盛土等規制区域の土壌検査を行わなければならない。ただし、当該検査を行う必要がないと知事が承認したときは、この限りではない。
- 3 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う者は、第一項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。
- 4 特定盛土等規制区域における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う者は、当該工事に係る特定盛土等規制区域の土壌中に安全基準に適合しな

い土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

(令七条例一〇・追加)

(管理責任者の設置)

第二十二條 第九條の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域ごとに、管理責任者を置かなければならない。

- 2 第九條の許可を受けた者は、管理責任者に、当該許可に係る土砂等の埋立て等による災害の発生の防止のために必要な施行の管理をさせなければならない。

(令七条例一〇・旧第十四条線下・一部改正)

(標識の掲示等)

第二十三條 第九條の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等が行われている間、当該許可に係る埋立て等区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

- 2 第九條の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う土地について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(令七条例一〇・旧第十五条線下・一部改正)

(土砂等管理台帳の作成等)

第二十四條 第九條の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量（当該土砂等の埋立て等が埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあっては、土砂等の搬入及び搬出の量。次項において同じ。）その他規則で定める事項を記載した台帳（以下「土砂等管理台帳」という。）を作成しなければならない。

- 2 第九條の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量を知事に報告しなければならない。

(令七条例一〇・旧第十六条線下・一部改正)

(土砂等の埋立て等の完了の届出等)

第二十五条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の埋立て等が第九条の許可の内容（第十五条第一項の規定により条件が付された場合にあつては、当該条件を含む。次項において同じ。）及び第十三条第四号に掲げる基準に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、第九条の許可の内容及び第十三条第四号に掲げる基準に適合せず、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(令七条例一〇・旧第十七条線下・一部改正)

(譲受け許可)

第二十六条 第九条の許可を受けた者から当該許可に係る事業を譲り受けようとする者は、埋立て等区域ごとに、知事の許可（以下「譲受け許可」という。）を受けなければならない。

2 譲受け許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第九条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 譲り受けようとする事業の許可年月日及び許可番号

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第十三条の規定は、譲受け許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは、「第十条第三項」と読み替えるものとする。

4 譲受け許可を受けて事業を譲り受けた者は、当該事業に係る第九条の許可を受けた者の地位を承継する。

(令七条例一〇・旧第十八条線下・一部改正)

(地位の承継)

第二十七条 第九条の許可を受けた者について、相続、合併又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第九条の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継があった日から三十日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第九条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 承継した事業の許可年月日及び許可番号

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第一項の規定により第九条の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有者に当該承継の事実を通知しなければならない。

(令七条例一〇・旧第十九条線下・一部改正)

(土砂等の埋立て等を行う者に対する命令)

第二十八条 知事は、土砂等の埋立て等を使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等に係る第九条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

2 知事は、第九条、第十四条第一項又は第二十六条第一項の規定に違反して土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第二十五条第三項又は次条第二項に規定する者が土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置を講じないとき（第一項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。）は、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 知事は、第九条の許可を受けた者に係る土砂等の埋立て等が、第十三条第四号に掲げる基準に適合しないと認めるとき（第一項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。）は、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

（令七条例一〇・旧第二十条繰下・一部改正）

（許可の取消し等）

第二十九条 知事は、第九条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

一 偽りその他不正の手段により第九条の許可又は変更許可を受けたとき。

二 第十三条第一号オ又はカに該当するに至ったとき。

- 三 第十三条第一号キからケまで（同号オ又はカに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 四 第九条の許可を受けた日から起算して三年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき。
- 五 正当な理由なく一年以上引き続き第九条の許可に係る土砂等の埋立て等を行わないとき。
- 六 第十四条第一項の規定により変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。
- 七 第十五条第一項の規定により付された条件に違反したとき。
- 八 第十六条、第十七条及び第二十二條から第二十四條までの規定に違反したとき。
- 九 第八条第二項、前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により第九条の許可の取消しを受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生及び土壌の汚染を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（令七条例一〇・旧第二十一条繰下・一部改正）

（関係図書の保存）

第三十条 第九条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等について、第二十五条第二項の規定による通知を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、当該許可に係る土砂等管理台帳及び土砂等の埋立て等に関してこの条例の規定に基づいて知事に提出した図書の写しを保存しなければならない。

（令七条例一〇・旧第二十二条繰下・一部改正）

第四章 雑則

（令七条例一〇・旧第三章繰下）

（報告の徴収等）

第三十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て

等を行う者、土砂等を発生させる者、埋立て等区域の土地の所有者その他の関係者に対し、当該土砂等の埋立て等に係る施行の状況等について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(令七条例一〇・旧第二十三条線下)

(立入検査等)

第三十二条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土砂等の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等は無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土砂等の埋立て等に関係のある場所に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(令七条例一〇・旧第二十四条線下)

(公表)

第三十三条 知事は、この条例の規定に基づく命令又は許可の取消し（以下この項において「命令等」という。）を行ったときは、当該命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令等の内容を公表することができる。

(令七条例一〇・旧第二十五条線下)

(手数料)

第三十四条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際に、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- 一 第九条の許可を申請する者 五万三千元
- 二 変更許可を申請する者 三万四千元
- 三 譲受け許可を申請する者 三万四千元

- 2 前項に規定する手数料は、福島県収入証紙により納めなければならない。
- 3 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより審査ができなくなった場合は、この限りでない。

(令七条例一〇・旧第二十六条繰下・一部改正)

(適用除外)

第三十五条 宅地造成等工事区域及び特定盛土等規制区域における土砂等の埋立て等（土地の埋立てを除く。）については、この条例の第九条から第十五条まで及び第二十二條から第三十條までの規定の全部を適用しない。

- 2 土砂等の埋立て等に関し、市町村の条例によりこの条例の規定に基づく災害の発生及び土壌の汚染の防止と同等以上の災害の発生及び土壌の汚染の防止の効果が図られるものと知事が認めるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の全部又は一部を適用しない。
- 3 前項の指定は、告示してしなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた区域において、当該適用しないこととされた際現に第九条、第十四条第一項又は第二十六条第一項の規定による許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該許可に係る埋立て等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(令七条例一〇・旧第二十七条繰下・一部改正)

(委任)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令七条例一〇・旧第二十八条繰下)

第五章 罰則

(令七条例一〇・旧第四章繰下)

(罰則)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万

円以下の罰金に処する。

- 一 第九条、第十四条第一項又は第二十六条第一項の規定に違反して、土砂等の埋立て等を行った者
- 二 偽りその他不正の手段により、第九条の許可又は変更許可を受けた者
- 三 第二十八条第一項、第二項又は第三項（第二十九条第一項第一号に該当するとして同項の規定による許可の取消しを受けた者に限る。）の規定による命令に違反した者

（令六条例八二・一部改正、令七条例一〇・旧第二十九条繰下・一部改正）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項、第二十八条第三項（前条第三号に該当する者を除く。）又は第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第二十九条第一項の規定による命令に違反した者

（令六条例八二・一部改正、令七条例一〇・旧第三十条繰下・一部改正）

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条、第十八条又は第二十条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条第一項若しくは第二項、第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による検査を行わなかった者
- 三 第十七条第三項、第十九条第三項又は第二十一条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十四条第一項の規定に違反して、同項の土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- 五 第二十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十一条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告をせず、虚偽の報告をし、資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者

七 第三十二条第一項の規定による立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(令七条例一〇・旧第三十一条線下・一部改正)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第四項又は第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十条の規定に違反して、同条に規定する土砂等管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者

(令七条例一〇・旧第三十二条線下・一部改正)

(両罰規定)

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(令七条例一〇・旧第三十三条線下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して三月間（当該期間内に第十一条の規定に基づく不許可の処分又は第二十一条第一項の規定による第七条の許可の取消しの処分があったときは、これらの処分があった日までの間）に限り、第七条の規定にかかわらず、引き続き土砂等の埋立て等を行うことができる。その者がその期

間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則（令和六年条例第八二号）

（施行期日）

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この条において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格等に関する経過措置）

第四条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第五条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号。以下この条において「刑法改正関係法」という。）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「新給与条例」という。）第十七条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）並びに第三条の規定による改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下この条において「新議員報酬条例」という。）第五条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、新給与条例第十七条の三第三項（第一号に係る部分に限る。）及び新議員報酬条例第五条の三第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者が、当該起訴に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合とみなす。

3 刑法等一部改正法及び刑法改正関係法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき逮捕された者は、新議員報酬条例第五条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき逮捕された者とみなす。

附 則（令和七年条例第一〇号）

（施行期日）

1 この条例は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第二十七条第四項の規定の適用を受けている者に対する同項の規定の適

用については、なお従前の例による。